



2018年4月26日

各 位

会 社 名 株式会社ワコールホールディングス
代表者名 代表取締役社長 塚本 能交
(コード番号 3591 東証第1部)
問合せ先 経営企画部長 宮城 晃
(TEL. 075-682-1010)

当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収防衛策）の 非継続（廃止）に関するお知らせ

当社は、2018年6月28日開催予定の第70期定時株主総会（以下「本総会」といいます）の終結の時をもって「当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます）を継続しないことを、本日開催の取締役会において決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、会社法施行規則第118第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、2006年6月29日開催の第58期定時株主総会において、株主の皆さまのご承認をもって本対応方針を導入し、以降、この内容に一部所要の変更を行ったうえで継続更新してまいりました。

当社は、本総会の終結の時をもって本対応方針の有効期間が満了を迎えるにあたり、今後の本対応方針の取扱いについて慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、金融商品取引法による大量取得行為に関する規制が浸透し、株主の皆さまが適切な判断をするための必要な情報や時間を確保する本対応方針の導入目的も一定程度担保されるようになったこと、及びコーポレートガバナンス・コードの浸透など買収防衛策を巡る近時の外部環境が本対応方針の導入時とは変化したことなどから、本対応方針の必要性が相対的に低下したものと判断し、本日開催の取締役会において、本対応方針の非継続（廃止）を決議しました。

なお、当社は、今後も当社株式の大量取得行為をしようとする者に対しては、大量取得行為の是非を株主の皆さまが適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆さまの検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいりますとともに、引き続き企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

以上